

令和5年4月1日

受注者の皆様

「熱中症対策に資する現場管理費補正」の運用について

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策にかかる経費に関して、現場管理費の補正を次のとおり、実施します。

1 対象工事

(1) 対象工事

次に示す事項について全てを満たす工事。ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

- ア 工種が土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及び舗装工事である工事のほか、別途仕様書に熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことを示した工事
- イ 主たる工事現場が屋外である工事
- ウ 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）が500万円以上の工事

(2) 適用範囲

令和5年4月1日以降に公告する対象工事で、受注者が補正を希望する場合とする。

2 運用の流れ

- (1) 発注者は、対象工事を発注する場合は原則、特記仕様書等に記載する。
- (2) 受注者は補正を希望する場合、契約後、提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を記載する。
- (3) 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。
- (4) 受注者は、現場完了後、施工計画書に基づき、計測結果の資料を発注者へ速やかに提出する。
- (5) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に、以下の積算方法により設計変更する。

《積算方法》

真夏日率＝工期期間中の真夏日(※1)÷工期(※2)

補正值(%) (※3)＝真夏日率×1.2(補正係数)

現場管理費＝対象純工事費×{(現場管理費率×補正係数※4)+補正值}

※1:真夏日とは、日最高気温が28度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数(WBGT)

が 25 度以上の日をいう。ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数（WBGT）を対象とする。

※2：工期とは、工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、検査期間、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

※3：補正值は、小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。ただし、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高 2% とする。

※4：補正係数とは、施工地域区分による補正係数のことである。